

令和4年11月16日

西宮市政記者クラブ 各位

育児支援家庭訪問事業におけるヘルパー派遣委託料に係る消費税の過払いについて

1 概要

本市では、子供の養育支援が必要な家庭に対してヘルパーを派遣する「育児支援家庭訪問事業におけるヘルパー派遣事業」(以下「本事業」とします。)を実施しており、本事業の実施に当たっては、ヘルパー派遣事業者である社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団(以下「事業団」とします。)と委託契約を締結し、派遣実績に基づき委託料を支払っています。

本事業は、平成16年度に国が制度化し、本市では平成19年度から開始しました。その後、平成20年11月の児童福祉法等の改正により、平成21年4月から本事業が「第2種社会福祉事業」に位置付けられ、消費税法に規定する非課税措置の対象となりました。

しかし、本市では平成21年4月から令和4年8月まで誤って消費税を含んだ契約を行い、消費税相当額を過大に支払っていたことが判明しました。

2 対象期間及び金額

(1) 対象期間 平成21年4月～令和4年8月

(2) 対象金額

	消費税率	委託料支払金額	うち消費税額	消費税額・小計	
平成21年度	5%	2,463,435 円	117,300 円	1,053,302 円	
平成22年度	5%	1,664,977 円	79,279 円		
平成23年度	5%	2,003,798 円	95,415 円		
平成24年度	5%	2,070,077 円	98,569 円		
平成25年度	5%	1,866,879 円	88,895 円		
平成26年度	8%	2,012,486 円	149,068 円		
平成27年度	8%	2,571,082 円	190,445 円		
平成28年度	8%	3,163,545 円	234,331 円		
平成29年度	8%	2,602,118 円	192,744 円		2,070,859 円
平成30年度	8%	3,547,846 円	262,797 円		
令和元年度 4-9 月	8%	2,284,160 円	169,195 円		
令和元年度 10-3 月	10%	4,228,084 円	384,368 円		
令和2年度	10%	5,183,586 円	471,229 円		
令和3年度	10%	6,495,851 円	590,526 円	212,985 円 (還付済み)	
令和4年度 4-8 月	10%	2,342,856 円	212,985 円		
合 計		44,500,780 円	3,337,146 円		

3 対応

事業団に対し、過大に支払った消費税相当額の市への還付を求めています。

ただし、消費税の更正請求が可能な期間については、法定申告期限から5年以内となっているため、更正請求ができない平成28年度以前の消費税相当額については、還付を求めません。

このことから、還付を求める金額は平成29年度から令和4年度までの消費税相当額とします。(令和4年度分については還付済み)

また、本事業の実施に際しては、国・県より補助金(それぞれ事業費の1/3)が交付されていることから、還付された消費税相当額の内、補助金として交付された金額については国・県に返納します。

◆消費税の更正請求ができず、還付を求めない金額

1,053,302円(平成21年度～平成28年度分)

うち約60万円は国・県より補助金が交付されているが、補助金の返納は不要。

◆事業団からの還付予定額

2,070,859円(平成29年度～令和3年度分)

令和4年度分の212,985円はすでに還付済み。

◆国・県への補助金返納額

国・県 各690,000円(事業団からの還付予定額の1/3)

市の事業において、今回のような事案が発生したことににつきまして深くお詫び申し上げます。

今後、同様の事案が起きることのないよう、国等から送付される制度改正や関連する通知文書等についてこれまで以上に精査し、対応の可否を遺漏なく把握するとともに、不明瞭な部分は必ず照会等を行うなど確認作業を徹底してまいります。

お問合せ先

西宮市 こども支援局 子育て支援部 子供家庭支援課 担当:三桝

電 話:0798-35-3658